

要介護認定有効期間の半数を超える短期入所サービス受給者届出フロー

【根拠】

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条21項

「指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第30条23項

【フロー】

1. 介護支援専門員等は、有効期間の概ね半数を超えて短期入所生活介護または短期入所療養介護(以下、短期入所サービスとする。)を利用するようなケアプランを作成した時に市長寿介護課へ「短期入所サービス利用に係る報告書」等で届け出る。

令和4年度より、**提出月の利用票**も提出することとなっている。

(※様式は任意で良いが、以下内容は網羅してほしい)

1. 被保険者情報(被保険者番号、氏名、住所、主病名、主治医、家族の状況等)
2. 介護保険情報(認定日、要介護度、有効期間、利用サービス)
3. 利用者野心身の状態
4. 短期入所の利用状況について(利用事業所名、月ごとの合計利用日数)
5. 有効期間の半数を超えて利用する理由と先の見通し

2. 市担当者が提出された資料(報告書、利用票)と給付実績等より妥当性を確認する。

※短期入所サービスの他、福祉用具等他のサービスの利用状況(直近一月分程度)を確認し、短期入所利用併用の妥当性を確認している。

3. 給付実績と提出資料で確認した情報について、必要時、担当の介護支援専門員よりヒアリングを行う。